

# 令和2年3月農業委員会総会議事録

日 時 令和2年3月27日（金曜日） 議事開始 午前8時57分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

## 出席委員

【農業委員】 谷口 克美 尾山 實文 田上 みゆき 竹下 助範

稲田 優 下原 小枝子 栗下 章二 岩屋 美智子

田中 雄策

【推進委員】 山口 長徳 川口 三雄 伊地知トシ子 高谷 千代子

増田 賢造 溝添 トミ子 吉留 律子 杉元 義男

宮田 吉人 津口 えりこ 山之内 秀樹 上畠 勝

赤川 リク子 永前 茂則 福迫 久利 中津 ゆみ子

園田 義保

## 欠席委員

【農業委員】 田方 説夫

【推進委員】 宮原 美實

## 事務局職員

事務局長 吉留 伸也

事務局長補佐 鳥澤 庄司

農地調整係長 川上 大輔

農地調整係主任主事 松下 理恵

農地調整係主事 池田 哲也

農地調整係主事 加藤 雅也

## 議 題

- 報告第25号 農地等の合意解約について
- 報告第26号 農用地利用配分計画について
- 報告第27号 議案の錯誤について
- 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第66号 農地法第3条の規定による別段面積（下限面積）の  
設定について
- 議案第67号 農用地利用集積計画について
- 議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第69号 非農地証明願いについて
- 議案第70号 耕作放棄地の非農地判断について
- 議案第71号 農地利用最適化推進委員の辞任について

事務局長　それではただいまから令和2年3月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

谷口会長　【あいさつ・・・】

谷口議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。田方委員から欠席する旨、届出がありました。また、宮原委員は欠席となりますので報告します。よって、ただ今の出席者は26人で定足数に達しております。

谷口議長　これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、尾山委員と竹下委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第25号から報告第27号及び議案第65号から議案第71号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

谷口議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第25号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　報告第25号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は22件でございます。議案書2ページをご覧ください。

令和2年3月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

まず、整理番号1番から3番については、農地中間管理事業での貸借に移行するため解約するものです。

整理番号4番については、贈与税の納税猶予制度の適用を受け、所有者が耕作するため解約するものです。

整理番号6番については、担い手変更のため解約するものです。

整理番号7番及び8番については、所有者が耕作するため、解約するものです。

整理番号9番及び10番については、別の担い手に売買するため解約するものです。

整理番号11番から13番については、担い手変更のため解約するものです。

整理番号14番については、所有者による所有地の整理のため、貸借を解約するものです。解約後の貸借等については一旦検討するとの事です。

整理番号17番及び18番については、別の担い手に貸借するため解約するものです。

整理番号20番及び21番については、親子での生前贈与を行うため、解約するものです。以上、ご報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、次に報告第26号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 報告第26号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和元年度1月総会で委員の皆様へ審議して頂いた案件であり、令和2年3月1日付けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。内訳としましては4件の10筆、9,090㎡となっております。詳細につきましては、4ページ記載のとおりです。以上、ご報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、次に報告第27号「議案の錯誤について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 報告第27号「議案の錯誤」についてご説明します。6ページをご覧ください。大変申し訳ありませんが、説明の前に議案の修正をお願いいたします。6ページの変更後と記載されている土地の表示のところで大字〇〇が1筆だけ抜けていましたので追記をお願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。それでは説明いたします。今回の修正につきましては、令和2年2月総会議案第59号整理番号1番について、申請地と面積の表示に誤りがあったため、修正して報告するものです。修正後の内容につきましては、場所が大字〇〇、畑3筆、9,558㎡を畜舎用地として申請するものです。その他の申請内容につきましては、変更はございません。以上、ご報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。  
(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第65号についてご説明いたします。議案説明に入る前に、一部取り下げがありましたので、ご報告いたします。13ページ及び14ページをご覧ください。所有権移転整理番号6番の贈与についてですが、一部、中間管理事業での貸借が入っており、先に解約をする必要があるため、取り下げになりました。今後、中間管理事業の貸借が解約完了でき次第、総会に諮る予定です。よって、今月の許可申請件数は14件となりますので、修正をお願い致します。

それでは、議案の説明に戻ります。7ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転6件、貸借8件、合計14件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。まず

所有権移転からご説明いたします。10ページをご覧ください。

整理番号1番、田7筆、畑3筆、計10筆、26,177㎡の贈与です。  
11ページをご覧ください。

整理番号2番、田3筆、4,262㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。

整理番号3番、畑1筆、167㎡の贈与です。13ページをご覧ください。

整理番号4番、田4筆、畑2筆、計6筆、10,284㎡の贈与です。

整理番号5番、田1筆、2,092㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは高谷委員の掘り起こしです。

整理番号6番については、冒頭でご説明しましたとおり、取り下げになりましたので、削除をお願いします。15ページをご覧ください。

整理番号7番、田1筆、664㎡の贈与です。こちらは、備考欄に記載がありますとおり、後ほどご説明します3条貸借整理番号1番との関連でございませう。権利取得後の経営面積が5,141㎡となります。

続きまして、貸借について説明いたします。16ページをご覧ください。

整理番号郷1番、田2筆、2,042㎡の使用貸借です。こちらは、備考欄に記載がありますとおり、先ほどご説明しました3条所有権移転整理番号7番との関連で、権利取得後の経営面積が5,141㎡となります。

整理番号2番、田1筆、1,161㎡の賃貸借です。借賃は年総額玄米1俵です。こちらは、相続人からの申し出です。17ページをご覧ください。

整理番号3番、田1筆、3,260㎡の賃貸借です。借賃は年総額玄米〇〇俵です。こちらは、期間満了に伴う再設定となります。

整理番号4番、田1筆、1,012㎡の賃貸借です。借賃は10アールあたり〇〇円です。18ページをご覧ください。

整理番号5番、田3筆、2,211㎡の賃貸借です。借賃は10アールあたり〇〇円です。

整理番号6番、田1筆、1, 364㎡の賃貸借です。借賃は10アール〇〇円です。こちらは、相続人からの申し出です。19ページをご覧ください。

整理番号7番、田2筆、1, 013㎡の賃貸借です。借賃は年総額〇〇円です。こちらは、期間満了に伴う再設定となります。

整理番号8番、田1筆、2, 147㎡の賃貸借です。借賃は年総額〇〇円です。こちらは、宮田委員の掘起しです。

以上、所有権移転6件、貸借8件、計14件です。以上、皆様のご審議方、よろしく申し上げます。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第65号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきます。整理番号1番の土地を田上委員に、申請人「受人」の確認を事務局にお願いします

田上委員 議長。

谷口議長 田上委員。

田上委員 それでは整理番号1番の申請農地、田3筆、畑7筆、計10筆につきまして、ご報告いたします。10筆あるので大字〇〇字〇〇1420-1から番号を1から10までうってください。場所がバラバラになっていて説明がしにくいのでお願いします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておられません。場所は〇〇を中心として、400m圏内に点在しています。現況地目田については、全てイタリアンが作付けされていきました。1番の農地は2月総会に議案としてでた日照があまり良くないと報告した農地の西側にあります。形状は良く、日照・接道・用排水は良好です。2番の農地は受人の実家の前、南側にある農地で形状も良く、日照・接道・用排水は良好です。3番の農地は受人の実家の東側に位置し、9番の農地と接しており、細長い形状ですが、日照・接道・用排水は良好です。4番の農地は、3枚に分かれています。形状は四角形で日照・接

道・用排水は良好です。5番及び6番の農地は〇〇から南に200mのところに位置し、道路を挟んで東側に5番の農地、西側に6番の農地があります。5番の農地は現在、らっきょうとにんにくが作付けされており、管理及び日照・接道・排水は良好です。6番の農地は道路に西側にあり、すでに耕運されており、作付けの準備もされているようでした。日照・接道・排水は良好でした。7番の農地は、〇〇のすぐ南側に位置し、栗が植栽されており、管理も良好でした。日照・接道・排水は良好でした。8番の農地は、3番の農地と道路を挟んで南側にあり、形状は細長い四角形ですが、日照・接道・用排水は良好でした。9番の農地は3番の農地と接しており、先ほどすでに説明しているので省略いたします。10番の農地は2枚の水田に分かれていて、1メートルぐらい段差がありますが、日照・接道・用排水は良好でした。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に事務局をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 整理番号1番の譲受人について報告いたします。譲受人は、現在、〇〇市に住んでおります。以前、会社に勤めながら兼業で農業をしていましたが、先日、父が亡くなったため、会社を辞めて、水稻主体の専業農家との事です。渡人との関係は、親子です。取得後も、これまで同様に水稻や、露地野菜等を作っていくとの事でした。これまでも、農業に一生懸命に取り組んでいるおり、地域との調和や農地の管理は何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に10ページの整理番号2番から11ページの整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

谷口議長 稲田委員。

稲田委員 それでは整理番号2番及び3番につきまして、ご報告いたします。まず整理番号2番からご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。



〇〇485-1は、細長い長方形の水田です。他に2筆は広くて形状も良い農地です。3筆とも日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会内の稲作主体の兼業農家です。受人は兼業農家ではありますが、営農に一生懸命に取り組んでおり、所有農地の管理も行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

続きまして、整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。〇〇川の堤防のすぐ東側にあります。狭い1枚の畑でこれまでも菜園として利用されていましたが、権利取得後も菜園として、利用されるとの事でした。整理番号2番の水田を譲るので畑については無償で譲るとの事でした。受人は整理番号2番の受人と同一のため、説明は省略いたします。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

谷口議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下委員にお願いします。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。田4筆、畑が2筆となっています。畑2筆は水田とは、離れた場所にあります。水田については、良く管理されており、きれいな水田でした。基盤整備はされておりません。農地の形状は良く、水田に関しては、周囲は水田地帯です。畑に関しては、畑と山林に囲まれているようでした。日照・接道・用排水は良好です。作付け状況ですが、水田に関しては水稲、畑に関しては露地野菜を作付けするとの事でした。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会内の稲作・露地野菜主体の兼業農家です。渡人との関係は親子でございます。後継者はおります。所有農地及び畦畔の管理も行き届いており、地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

谷口議長 次に13ページの整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を高谷

委員にお願いします。

高谷委員 議長。

谷口議長 高谷委員。

高谷委員 整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周囲は基盤整備済みの水田地帯です。農地の形状は良好です。現在の状況は、現在、耕運されていきました。日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会内の稲作主体の専業農家です。後継者はおりません。権利取得後は水田として利用するとの事です。所有農地及び畦畔の管理も行き届いており、地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願います。

谷口議長 次に整理番号6番については、先ほど事務局から説明がありましたとおり、取り下げがありましたので次に15ページの整理番号7番及び16ページの貸借整理番号1番番の土地及び申請人「受人」の確認を川口委員にお願いします。

川口委員 議長。

谷口議長 川口委員。

川口委員 それでは、まず整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。〇〇沿いで周囲は基盤整備済みの水田地帯です。農地の現状は、畦を取っ払い、周囲の水田と一枚の田となっていました。農地の形状は不整形ですが、日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、末永自治会内の稲作主体の兼業農家です。所有農地及び畦畔の管理も行き届いており、地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。

続きまして、貸借整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周囲は山林に囲まれた迫田です。日照は良くありません。接道・用排水は良好です。受人につきましては、整理番号7番で説明していますので省略いたします。皆様のご審議方、よろしく

お願いいたします。

谷口議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を園田委員にお願いします。

園田委員 議長。

谷口議長 園田委員。

園田委員 整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周囲は水田地帯です。日照は良好ですが、接道・用排水はやや不良です。接道は軽トラックが1台通れるぐらいしかないため、やや不良です。用排水については、硫黄山の関係で〇〇池の水利が完全でないため、不良と判断しました。作付け状況ですが、水が確保できないという事で飼料作物か里芋を作付けするとの事でした。受人の父親の代から相対で耕作されていたとの事でした。今回正式に貸借するとの事でした。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会内の稲作・繁殖牛の兼業農家です。後継者はおります。権利取得後は水が来れば水田として、水が来なければ畑作物を作付けするとの事でした。所有農地及び畦畔の管理も行き届いており、地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

谷口議長 次に17ページの整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

谷口議長 下原委員。

下原委員 整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされており、周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。現在の状況は、イタリアンが作付けされていました。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会内の稲作・繁殖牛の複合経営の専業農家です。所有農地及び畦畔の管理も行き届いており、地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

谷口議長 次に整理番号4番及び5番の土地を山口委員に、申請人「受人」の確認を高谷委員にお願いします。まず、山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

谷口議長 山口委員。

山口委員 それでは整理番号4番及び5番の農地について、ご報告いたします。まず整理番号4番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされており、周囲は基盤整備済みの水田地帯です。形状も良く、日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、整理番号5番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。字〇〇の農地2筆は基盤整備済みで周囲は基盤整備済みの水田地帯です。形状も良く、日照・接道・用排水は良好です。もう1筆の字〇〇の農地についてですが、基盤整備はされていません。形状は細長く、耕作するには少し不便です。周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。以上、報告いたします。

谷口議長 次に高谷委員にお願いします。

高谷委員 議長。

谷口議長 高谷委員。

高谷委員 整理番号4番及び5番の受人は同じなので、まとめてご報告いたします。受人の営農状況ですが、〇〇自治会内の稲作主体の兼業農家で後継者はおります。所有農地及び畦畔の管理も行き届いており、地域での水路清掃等も積極的に参加するとの事ですので地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に18ページの整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

谷口議長 稲田委員。

稲田委員 整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておりません。周囲は水田地帯です。日照・用

排水は良好ですが、接道が無く、受人が隣接農地を耕作しているのでついでに耕作して欲しいとの要望があったため、借りたとの事です。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会内の酪農・稲作の複合経営の専業農家で後継者もおります。所有農地及び畦畔の管理も行き届いており、地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に19ページの整理番号7番の土地を伊地知委員に、申請人「受人」の確認及び整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いします。まず、伊地知委員にお願いします。

伊地知委員 議長。

谷口議長 伊地知委員。

伊地知委員 それでは整理番号7番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされており、周囲は基盤整備済みの水田地帯です。形状も良く、日照・接道・用排水は良好です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に宮田委員にお願いします。

宮田委員 議長。

谷口議長 宮田委員。

宮田委員 それでは整理番号7番の受人及び整理番号8番について、ご報告いたします。まず、整理番号7番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況ですが、〇〇自治会内の稲作主体の兼業農家です。渡人との関係は義理の兄弟との事です。以前から相対で耕作していたとの事です。権利取得後は、稲作を作付けされるとの事です。所有農地及び畦畔の管理も行き届いており、地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。受人の営農状況ですが、〇〇自治会内の

稲作と露地野菜の複合経営主の専業農家で後継者もおります。権利取得後は、稲作を作付けされるとの事です。所有農地及び畦畔の管理も行き届いており、地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計14件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

谷口議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第65号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第65号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に、議案第66号「農地法第3条の規定による別断面積（下限面積）の設定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案66号についてご説明いたします。農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積要件は、旧農地法では、都道府県は一律50アールとなっていました。農地法の平成21年改正により、農業委員会単位で下限面積の設定が可能となりました。えびの市では、市外からの移住・定住促進、新規就農促進を積極的に取り組む方針であり、その一環として、新規就農希望者が農地の取得の際の条件緩和策として、農地法施行規則第17条第2項に基づく別段面積を平成28年4月から設定し運用しているところですが、農林水産省からの「農業委員会の適正な事務実施について」の通知により毎年検討することとなっております。そのため、今回議案として提出いたしました。21ページをご覧ください。

農業振興地域を基準にした設定案について、農業振興地域内の農用地については50アール、それ以外の地域が10アール、空き家に附属した農地に限定した設定案については指定を受けた農地が1アール、これは最小整数値を示すもので1アール未満を含みます。内容に関しては昨年と変更ありません。以上、皆様のご審議方、よろしく申し上げます。

谷口議長 ただ今、事務局より説明がありました。これより議案第66号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第66号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

それではここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

谷口議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第67号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第67号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。19ページをご覧ください。今月の計画件数は49件で、内訳は、所有権移転7件、利用権設定42件となっております。利用権設定においては、農地中間管理事業が15件となっております。申出人の住所・氏名、期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。23ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、2,024㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田3筆、2,451㎡の売買となります。価格は10アールあたり〇〇円です。24ページをご覧ください。

整理番号3番、畑1筆、890㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田2筆、2,129㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。25ページをご覧ください。

ここで誠に申し訳ありませんが、修正をお願いいたします。整理番号5番について、1筆記載漏れがございました。加筆及び修正が必要なため、誠に申し訳ございませんが、差替えをお願い致します。また、加筆に伴い、議案書のページにズレが発生しますので25ページから29ページについて、別に配布しました議案への差替えをお願いいたします。以降の整理番号6、7番については内容等の修正はございません。誠に申し訳ございませんでした。

それでは差し替えました整理番号5番について、ご説明いたします。28ページをご覧ください。畑16筆、21,394㎡の贈与となります。29ページをご覧ください。

整理番号6番、田2筆、1,305㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。中津委員の掘起しとなります。

整理番号7番、田1筆、591㎡の贈与となります。所有権移転につき



ましては、以上となります。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、借賃についての説明を省略し、特記事項のみ説明させていただきます。30ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、4,619㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田2筆、976㎡の賃貸借です。31ページをご覧ください。

整理番号3番、田2筆、5,272㎡の賃貸借です。受人は〇〇の認定農業者です。〇〇での経営面積は4.85ヘクタールです。以前から貸し借りがありまして、今回、期間満了に伴う再設定となります。32ページをご覧ください。

整理番号4番、田3筆、3,046㎡の賃貸借です。

整理番号5番、田2筆、2,447㎡の賃貸借です。33ページをご覧ください。

整理番号6番、田1筆、1,447㎡の賃貸借です。34ページをご覧ください。

整理番号7番、畑4筆、13,016㎡の使用貸借です。受人は〇〇の認定農業者です。〇〇での経営面積は10.25ヘクタールです。農業者年金の関係で貸借となりますが、関係については祖父と孫になるとの事です。

整理番号8番、畑1筆、2,119㎡の使用貸借です。受人は整理番号7番と同一で、〇〇の認定農業者です。こちらも農業者年金の関係で親子間での貸借となります。35ページをご覧ください。

整理番号9番、田3筆、8,220㎡の賃貸借です。

整理番号10番、畑1筆、1,435㎡の賃貸借です。37ページをご覧ください。

整理番号11番、田5筆、3,499㎡の賃貸借です。こちらは杉元委員の掘起しとなりますので記載をお願いします。38ページをご覧ください。

い。

整理番号12番、田4筆、3524㎡の賃貸借です。こちらも杉元委員の掘起しとなりますので記載をお願いします。

整理番号13番、田3筆、7, 138㎡の賃貸借です。39ページをご覧ください。

整理番号14番、田1筆、畑3筆、7, 974㎡の賃貸借です。41ページをご覧ください。

整理番号15番、畑5筆、5, 331㎡の賃貸借です。

整理番号16番、田1筆、935㎡の賃貸借です。42ページをご覧ください。

整理番号17番、田3筆、3, 153㎡の賃貸借です。

整理番号18番、田1筆、1, 463㎡の賃貸借です。こちらは岩屋委員の掘起しとなります。43ページをご覧ください。

整理番号19番、田2筆、3, 420㎡の賃貸借です。45ページをご覧ください。

整理番号20番、田6筆、畑1筆、6, 370㎡の賃貸借です。

整理番号21番、田2筆、2, 386㎡の賃貸借です。46ページをご覧ください。整理番号22番から38番は農地中間管理事業となりますので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号22番、田1筆、1, 192㎡の使用貸借です。48ページをご覧ください。

整理番号23番、田11筆、8, 209㎡の賃貸借です。49ページをご覧ください。

整理番号24番、畑1筆、964㎡の賃貸借です。

整理番号25番、畑1筆、1, 260㎡の賃貸借です。

整理番号26番、田1筆、2, 110㎡の使用貸借です。50ページをご覧ください。

整理番号27番、田4筆、5, 869㎡の賃貸借です。51ページを

ご覧ください。

整理番号28番、田2筆、1, 680㎡の賃貸借です。

整理番号29番、田2筆、1, 894㎡の賃貸借となります。54ページをご覧ください。

整理番号30番、田9筆、2, 711㎡の賃貸借となります。

整理番号31番、田3筆、2, 942㎡の賃貸借となります。55ページをご覧ください。

整理番号32番、田1筆、1, 197㎡の賃貸借となります。

整理番号33番、田1筆、902㎡の賃貸借となります。

整理番号34番、田1筆、1, 489㎡の使用貸借となります。56ページをご覧ください。

整理番号35番、田2筆、1, 686㎡の賃貸借となります。57ページをご覧ください。

整理番号36番、田2筆、1, 629㎡の賃貸借となります。

整理番号37番、田1筆、777㎡の賃貸借となります。56ページをご覧ください。

整理番号38番、田3筆、2, 391㎡の賃貸借となります。

整理番号39番、田2筆、1, 196㎡の賃貸借となります。59ページをご覧ください。

整理番号40番、田1筆、1, 377㎡の賃貸借となります。60ページをご覧ください。

整理番号41番、田6筆、6, 013㎡の賃貸借となります。63ページをご覧ください。

整理番号42番、田9筆、7, 023㎡の賃貸借となります。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたし

ます。

谷口議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。議案第67号の審議に入ります。  
各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

福迫委員　議長。

谷口議長　福迫委員。

福迫委員　30ページの利用権設定整理番号1番についてですが、受人の年齢が  
〇〇歳と記載されていますが、〇〇歳が正しいです。私と同級生になる  
ので。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　間違っておりますので修正いたします。

谷口議長　他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいた  
します。議案第67号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を  
求めます。

(全員挙手)

谷口議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第  
67号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、  
議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第  
69号「非農地証明願いについて」、議案第70号「耕作放棄地の非農地  
判断について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明い  
たします。許可申請件数は4件です。申請人等の住所・氏名、立地基準に  
ついては省略させていただきます。65ページをお開きください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、2, 730㎡を太陽光発電施

設用地として申請するものです。権利関係は地上権設定の賃貸借です。工事期間は令和2年5月11日から12月31日までとなっています。事業費につきましては、土地賃借料年間〇〇円の20年間で〇〇円、土地造成費〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されることの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理します。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、504.51㎡を一般個人住宅用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年5月1日から8月31日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を全額融資により対応するとの事です。排水につきましては、生活排水は合併浄化槽で処理後、南側市道側溝へ排水します。雨水も同様です。市建設課と協議済です。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑2筆、1,910㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。今回の申請は、北側隣接地、原野1筆、71㎡と合わせて、全体の事業計画面積は1,981㎡になります。権利関係は地上権設定の賃貸借です。工事期間は令和2年5月11日から7月31日までとなっています。事業費につきまして土地賃借料が年間〇〇円の20年間で〇〇円、設備建設費が〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されることの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理します。66ページをご覧ください。

整理番号4番、場所が大字〇〇、田2筆、524㎡を一般個人住宅用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年5月1日から9月30日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を全額融資により対応するとの事です。排水につきましては、生活排水は合併浄化槽で処理後、西側側溝へ排水します。雨水も同様です。67ページをご覧ください。

続きまして、議案第69号「非農地証明願いについて」ご説明いたします

す。今月の証明願い件数は2件でございます。68ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑2筆、6,350㎡です。申請理由は山林です。69ページをご覧ください。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田5筆、6,015㎡です。申請理由は原野です。70ページをご覧ください。

続きまして、議案第70号「耕作放棄地の非農地判断について」ご説明いたします。非農地判断件数は4件です。71ページをご覧ください。

整理番号1番から3番までは場所が隣接している為、併せてご説明いたします。場所が大字〇〇、田3筆、4,091㎡です。現況は原野です。

整理番号4番、場所が大字〇〇、田1筆、1,038㎡です。現況は原野です。以上、皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第68号から第70号については、26日、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員会から報告をお願いします。

栗下第3小委員長 議長。

谷口議長 栗下第3小委員長。

栗下第3小委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、3月26日に、委員9名、事務局3名の計12名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、5条4件、非農地証明願い2件、非農地判断4件でございます。議案ごとにご報告いたします。

農地法第5条の議案第68号、整理番号1番についてご説明いたします。借受人は、今回、売電事業がしたく適地を探していたところ適地をみつけたので所有者である貸渡人に相談したところ、承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北に約600mのところに位置します。申請地の状況は、北、東、西側は山林、南側は農地に囲まれておりますが、南側農地は貸渡人所有農地であり、周辺への影響はないと判断し、その他特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明いたします。譲受人は今回、

住宅を建築したく適地を探していたところ、適地をみつけたので所有者で譲渡人に相談したところ、承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北に約300mのところに位置します。申請地の状況は、北側は宅地と山林、東、西側は宅地、南側は市道に囲まれており、周囲に農地はない事から影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明いたします。借受人は、今回、売電事業がしたく適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である貸渡人に相談したところ、承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南に約200mのところに位置します。申請地の状況は、北、南側は原野、東側は山林、西側は農地に囲まれておりますが、西側農地は貸渡人所有農地であり、周辺の農地には影響はないと判断しました。その他特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番についてご説明いたします。譲受人は今回、住宅を建築したく適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者で譲渡人に相談したところ、承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南東に約300mのところに位置します。申請地の状況は、北側は耕作放棄された農地と市道、東、南側は宅地、西側は水路に接しており、周辺の農地には影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願い議案第69号と耕作放棄地の非農地判断議案第70号についてご説明します。今回、非農地案件につきましては、事務局が用意した、航空写真、現況写真等で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

以上、農地法第5条申請4件、非農地証明願い2件、非農地判断4件、計10件については、慎重・審議しました結果、第3小委員会は、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまにご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

谷口議長 続きます、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。また、非農地判断につきましては市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第68号から第70号の計10件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

谷口議長 ただ今、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

増田委員 議長。

谷口議長 増田委員。

増田委員 65ページの議案68号整理番号1番について、場所の確認をいたします。申請地は〇〇の奥の方ですか。

栗下第3小委員長 議長。

谷口議長 栗下第3小委員長。

栗下第3小委員長 はい、そのとおりです。

増田委員 議長。

谷口議長 増田委員。

増田委員 ここの西側は大崩落をしていますが、どうでしょうか。

谷口議長 西側部分は山林なので確認はしていません。

増田委員 申請地の雨水は、申請地内で処理するのでしょうか。

谷口議長 畑なのでそうなると思います。



増田委員 接続している道路の排水路には、流さないという事でしょうか。

谷口議長 そうなると思います。

増田委員 西側は大崩落しているので関係はないでしょうが、雨水が流れ込めば崩落しないと言えないのでお聞きしました。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 雨水については、地下浸透させて処理する計画です。昨日、第3小委員会で現地調査しましたが、西側の山林の大崩落部分は見えないところです。雨水などの排水については、地下浸透させて処理するので問題ないと考えます。

増田委員 議長。

谷口議長 増田委員。

増田委員 申請には問題はないと思いますが、西側部分が大崩落していたのでお聞きしたところです。できるならば、崩落した部分には、雨水を流さないで欲しいと思ったのでお聞きしました。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 畑が現況1枚ですが、筆が3筆になります。その1番北側の山林に近い部分を転用申請されますが、残り2筆は畑で残ります。

増田委員 議長。

谷口議長 増田委員。

増田委員 一番の奥の部分だけという事ですね。

谷口議長 面積で言えば3分の1だけです。。

栗下第3小委員長 議長。

谷口議長 栗下第3小委員長。

栗下第3小委員長 畑の部分は今までも雨水は地下浸透させていた訳ですので、今回その一部分が転用されるだけなので雨水については、問題ないと判断しました。

谷口議長 ソーラーの事業計画者に対して、雨水の処理について事務局から指導をするという事でよろしいでしょうか。

増田委員 はい、よろしく申し上げます。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第68号から第70号に対する第3小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第68号から第70号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。議案第68号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第69号及び第70号は、お諮りのとおり決定いたします。次に議案第71号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案71号についてご説明いたします。農地利用最適化推進委員である〇〇委員が在任中に死去されました。死去された事を受けまして、農業委員会等に関する法律第23条に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されております。死去された事が第23条に規定される正当な事由に該当すると県農業会議に確認済みでございますので、辞任についての議案を今回提出しだいであります。委員が1名欠員となりますが、残り任期が7月26日とわずかなので、現体制のままでいく考えでございます。農地法3条の許可申請に伴う現地調査の必要が生じた場合は、隣接の担当地区の委員にお願いする事となりますのでよろしくお願いいたします。以上、皆様の

ご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長　ただ今、事務局より説明がありました。これより議案第71号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第71号は原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間　午前10時50分